



令和2年度  
神戸市家庭用燃料電池システム  
(エネファーム) 設置補助制度  
申請にあたっての注意・変更ポイント

### ①提出方法について

- 令和2年度の申請については、必ず郵送にてご提出ください。窓口では受け付けません。
- 消印日を提出日とみなします。令和2年8月3日(月曜)～令和3年2月26日(金曜)「消印」の申請が有効です。期間外の申請は無効です。
- 必ずご自身で到着確認ができる方法(簡易書留など)を取ってください。
- 古い住所や課の名称宛での郵送が見受けられます。正しく届かない恐れがあるので、必ず最新の宛先へお送りください。

### ②お問い合わせについて

- 「神戸市 エコホーム」ページ内「よくあるご質問」を随時更新しているので、ご利用ください。
- ご不明な点がある場合、  
eco\_office@office.city.kobe.lg.jpまで、  
件名を「家庭用エネファーム補助制度について」として、  
メールにてご連絡ください。
- 到着確認や審査状況に関する個別のお問い合わせにはお答えできません。
- 電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

### ③申請書類について

- 申請に関係の無い書類の添付など、添付書類の過不足が見受けられます。円滑な審査のため、申請書内「7 添付書類等」による提出前の確認にご協力ください。
- 手続代行者の方で複数名分をまとめて提出される場合、申請書類が混ざらないようお気を付けてください。申請者氏名の表記が無い添付書類については、書類の右上に氏名を記入してください。

### ④財産処分について

- 補助金により設置されたシステムを耐用年数の期間（6年）内に処分（譲渡、交換、貸付、廃棄、担保など）される場合、事前に「財産処分承認申請書」を提出の上、対象システムの使用期間に応じた返還額をお支払い頂く必要があります。
- 「神戸市 エコホーム」ページや「神戸市家庭用燃料電池システム設置補助金交付要綱」から、補助金の申請の前にご確認ください。